

玉東町子どものための教育・保育利用者負担額(保育料)

教育認定利用者負担について

各月初日の入所児童(年度初日の前日の年齢による)の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)
階層区分	定義	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円
2	市町村民税非課税世帯	3,000
3	市町村民税均等割課税世帯及び市町村民税所得割課税額30,000円以下	13,000
4	市町村民税所得割課税額(30,001円以上)77,100円以下	15,000
5	市町村民税所得割課税額(77,101円以上)211,200円以下	18,000
6	市町村民税所得割課税額211,201円以上	22,000

○多子世帯の軽減について

年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

○幼児教育の段階的無償化について(平成28年度)

平成28年度からは市町村民税所得割課税額77,100円以下(第2階層から第4階層の場合)の世帯は年齢制限がなくなり、生計を同一にする子どもであれば多子世帯の軽減対象となります。また、同居、別居は問いません。

○ひとり親等の軽減について

ひとり親等世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯などのことで、詳しくは保健介護課へ問い合わせください)については、申請により第2階層の場合は0円に減免します、また、平成28年度においては、市町村民税所得割課税額77,100円以下(第3階層から第4階層の場合)の世帯は第1子を半額、第2子以降を無料とします。

保育認定利用者負担について

各月初日の入所児童(年度初日の前日の年齢による)の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)					
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	8,000	8,000	6,000	6,000	6,000	6,000
3	市町村民税均等割りの額のみ	15,000	14,000	12,000	11,000	12,000	11,000
4	市町村民税所得割24,500円未満	17,000	16,000	14,000	13,000	14,000	13,000
5	市町村民税所得割24,500円以上48,600円未満	18,000	17,000	15,000	14,000	15,000	14,000
6	市町村民税48,600円以上73,000円未満	25,000	24,000	24,000	23,000	19,000	18,000
7	市町村民税73,000円以上97,000円未満	30,000	29,000	26,000	25,000	21,000	20,000
8	市町村民税97,000円以上	37,000	36,000	28,000	27,000	23,000	22,000

○多子世帯の軽減について

小学校就学前までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

○幼児教育の段階的無償化について(平成28年度)

平成28年度からは市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯は年齢制限がなくなり、生計を同一にする子どもであれば多子世帯の軽減対象となります。また、同居、別居は問いません。

○熊本県・玉東町多子世帯子育て支援について

上記の多子世帯の軽減及び段階的無償化に当てはまらない世帯でも、18歳までの子どもが3人以上いる場合、第3子以降の3歳未満児は熊本県と玉東町の支援事業により無料、3歳以上児は、平成28年7月から玉東町独自の支援事業で無料となります。

○ひとり親等の軽減について

ひとり親等世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯などのことで、詳しくは保健介護課へ問い合わせください)については、申請により第2階層の場合は0円に減免します、また、平成28年度においては、市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯は第1子を半額、第2子以降を無料とします。

利用者負担の基礎となる市町村民税について

！毎年9月が利用者負担(保育料)の切り替え時期となります。

○4月～8月の利用者負担＝前年度の市町村民税に基づく利用者負担額

○9月～3月＝当年度の市町村民税に基づく利用者負担額

問い合わせ先 玉東町役場 保健介護課 85-6557

